

令和4年第2回定例会

議案参考資料

令和4年10月31日

議案参考資料目次

議案第12号	埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について……………	1
議案第13号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	2
議案第14号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第15号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
議案第16号	令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につい て……………	別冊
議案第17号	令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	別冊

経 歴 書

令和4年9月1日現在

ふりがな	いのうえ けんじ	職 名	毛呂山町長
氏 名	井上 健次		
町 長 就任年月日	平成23年5月15日		
現 住 所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
生 年 月 日	○○○○○○○○○○		
就任年月日	履 歴 事 項		
H15.9.1	毛呂山町議会議員		
H20.9.1	毛呂山町議会副議長		
H23.5.15	毛呂山町長		
H29.10.20	埼玉県市町村軽自動車税事務協議会副会長		
R2.6.1	埼玉県入間郡町村会会長		
R3.4.1	埼玉県町村情報システム共同化推進協議会副会長		
R3.8.24	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員		
R4.5.21	埼玉県町村会会長		
	現在に至る		

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正
<p>【趣 旨】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正となりました。これにより、非常勤職員の子の出生後 5 7 日以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得を柔軟化する等の措置が必要となります。</p> <p>所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 1 9 年広域連合条例第 1 9 号）の一部を改正します。</p> <p>【内 容】</p> <p>1 主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 2 条第 2 号【改正】</p> <p>主に男性の非常勤職員が取得する、子の出生後 5 7 日以内にする育児休業の取得要件については、「当該子の 1 歳 6 か月到達日」に任期があることとされていたが、「出生後 5 7 日 + 6 月を経過する日」までに任期があれば取得可能とした。</p> <p>第 2 条の 3 第 3 号、第 2 条の 4【改正】</p> <p>非常勤職員が 1 歳の子を 1 歳 6 か月まで育児休業しようとする場合、開始日を「1 歳到達日」と限定していたが、配偶者が 1 歳到達日以後に育児休業をしているときは、「配偶者の育児休業終了日の翌日以前の日」を開始日とすることも可能とした（2 歳までの育児休業についても開始日を 1 歳 6 か月と限定していたが、同様の取扱いとする）。</p> <p>第 3 条第 5 号【削除】</p> <p>育児休業の終了日から 3 月以上経過したときは、育児休業等計画書を提出することで再度の育児休業の取得を可能としていたが、今般の法改正により、育児休業を原則 2 回取得できるようになることから、この規定を削除する。</p> <p>2 その他の改正点</p> <p>規程位置の移動、文言の修正等の整備をするもの。</p>	
施 行 日	公布の日から施行する。
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) <u>常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日</u>が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（削除）</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>	<p>（新設）</p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の</u></p>

新	旧
<p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）においてこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日又は当該引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>とき</u> 当該子の1歳6か月到達日</u></p>	<p><u>翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>とき</u> 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>（新設）</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ （略）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>ては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）</u>とする。</p> <p><u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u></p> <p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、<u>57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業</u></p>

新	旧
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(新設)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）</p> <p>(7) (略)</p>